

〔研究論文〕

国際スポーツ法

何 鳴

〔Article〕

International Sports Law

Ming HE

Abstract

International sports law is a new member in international law. Olympic Charter and Amateur Sports Act are the foundational principles. 1984 under these legal principles Court of Arbitration for Sports (CAS) is created by International Olympic Committee. These legal principles are positive law, the arbitration work of CAS is the case law. In my article I gathered up cases that presented to CAS, and try to examine these legal process. These cases will show us the function and development of international sports law.

はじめに

国際スポーツ法は国際法の分野に入る。国際法の分野においても、法律一般の範囲においても、国際スポーツ法は新しいメンバーである。国際競技大会の定期化、オリンピックのように国連の加盟国よりも参加国と地域および人数が多い、多種の国際スポーツのイベント、開催地の多数さ、などが国際スポーツ法に対する法需要となっている。すなわち、国際社会の、国家間の、個人間の、国境を越える国際スポーツ活動を規制し、国際スポーツを健全化するために、ルール作りと枠組み作りというのが国際スポーツ法に対する法需要である。この法需要を満たすために、国際スポーツ法を成文化し、法制度にするのが現在国際法の課題である。

国際法にとってこの課題に取り組む最初の作業はおそらく国際スポーツ法の理解と認識からスタートする必要がある。国際スポーツ法はどんな法であるか、どんな活動をし、どのような機能を果たすか、をまず問うべきである。この基本的な理解と認識ができれば、国際スポーツ法はどんな法であるべきかと認識することができ、従って国際スポーツ法の成文化、法制度の構築の段階に入りことができる。

現在、国際スポーツ法の現状として、国際スポーツ法とはいうもの、基本的な原則ができているが、具体的なルールと制度は制定途上で、実定法としては未だ完成していない。国際スポーツ法は発展途上の法である。この現状を鑑み、本論文は国際スポーツ法を言う場合に、まずそのケース・ロー (case law) を見るべきだと主張する。ケース・ローを通して国際スポーツ法の法需要、法としての活動を見て、従ってあるべき国際スポーツ法を認識することができる。この問題意識で、本論文は国際スポーツ法のケース・スタディーをして、いままで国際スポーツの現場でどんな法規制が試みられてきたか、どんなことが法対象になったかを見て、あるべき国際スポーツ法を浮き彫りさせる。

一 国際スポーツ法の実体

1 実体法

国際スポーツ法の実体というのは、現有の国際スポーツ法である。それは国際スポーツ分野の実体法である。この実体法は権威のある国際スポーツ機関による制定法である。具体的に：

○国際法—国際法は国際スポーツ法の基盤である。国際法のすべては国際スポーツ法の原則である。

○「国際人権規約・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」—国際人権法およびこの規約は国際スポーツ法の大原則である。スポーツは人権実現の現場である。オリンピックのような国際競技大会および参加を通して国際社会で人権の実現を促進する。

○オリンピック憲章—オリンピックの加盟国と地域は国連の加盟国と地域より多い。すなわち、オリンピックは世界で最も多い加盟国と地域および人口を擁する。そのためオリンピック憲章は最もカバーする範囲と人口が多い、最も正当性と実効性を有する規範である。オリンピック憲章は国際スポーツ法の原則を盛り込む基本法である。

○アマチュアスポーツ法—国際スポーツ法の細則である。スポーツを携わるアスリートと関係者のスポーツ行為を規定する、行為規範である。

○世界ドーピング防止規程—国際スポーツ法の禁止法である。ドーピング行為をスポーツに対する不法行為として規定する。ドーピング行為・不法行為に対する禁止と取り締まり、処分と解決のルールを規定する。

2 国際スポーツ法の理念

国際社会における平和の実現と人々の生活と文化の向上、人権の実現。

3 国際スポーツ法の実効性

スポーツ、とりわけ国際スポーツに対する共通の関心と共通の利益が国際スポーツ法の法需要である。この共通の関心と共通の利益が国際スポーツ法を受け入れ、遵守するようにさせる。この法需要と法遵守から国際スポーツ法の普遍的な拘束力が生じる。そのため、国際スポーツ法は国際社会で広範囲にわたる実効性がある。

4 国内法との連携活動

国際スポーツ法を基準にした国内立法が各国の立法実践に現れている。オリンピック憲章を指針にして各国が自国のオリンピック委員会を設立し関連のスポーツ立法を完成している。オリンピック憲章、アマチュアスポーツ法およびドーピング防止規則は各国のスポーツ関連立法において各国の事情に合わせて体现されている。国際スポーツ法は各国のスポーツ立法において実現されている。言い換えれば、国内法と連携した立法と国家実行がなければ国際スポーツ法は実効性も正当性も発揮することができない。

5 国際組織と国内組織の一体化

オリンピック委員会(IOC)、世界反ドーピング機構(WADA)は世界の諸国と地域において国別のオリンピック委員会と反ドーピング機構を擁している。これらの国別の委員会と反ドーピング機構

はIOCとWADAに所属されている。構図として、IOCとWADAは上層部でその下に国別のオリンピック委員会と反ドーピング機構があり、国際組織と国内組織が縦構造をしている。この縦構造においてIOC、WADAと国内組織が一体化になって連動している。

二 ケース・スタディー

国際スポーツ法は国際スポーツの現場で起こった多数多様の問題および紛争、それらの問題および紛争を専門機関および司法機関へ提訴し解決を求めた現実、法需要があったから、制定され発展してきたと言えよう。そのため、国際スポーツ法と言う場合、まず現場の問題および紛争から見る必要がある。どんな問題と紛争が起こったか、どのように解決を図ったか、それらの解決を通してどのような決まり事、規定ないしルールが作られてきたか、というのがメカニズムになって実際に動いている。

1 スポーツ紛争、国際スポーツ紛争の種類

国際スポーツの問題および紛争というのはどんなことであつたかを見て、国際スポーツ法の対象を確認する。以下の問題または紛争の種類はいままでスポーツ関係機関で立案されたものの中から分類し、まとめたものである。

○アスリート間の問題および紛争

この種の問題および紛争は同国の選手間で起こる場合では単純な国内問題であり、国内で解決する問題で国際スポーツ法の対象にならない。しかし、国際試合になると、国際スポーツ法の対象になる。国際試合の期間中で違う国の選手の間で問題と紛争が起こる場合では、国際問題の性質を有するため、国際法および国際スポーツ法の対象となる。

○アスリートと国内スポーツ機関

アスリート国内のスポーツ機関との間で下克上の問題と紛争が起こる。スポーツ機関の決定に対してアスリートが利益の侵害という事由で不満、反対、抵抗をする。この種の紛争は主にアスリートと同国のスポーツ機関との間で起こるが、国際試合の場合になると、外国のスポーツ機関との間でも起こる。この種の紛争に国際スポーツ法がタッチするのは国際試合、国際スポーツ活動の場合に集中する。

○アスリートと国際スポーツ機関

この種の問題および紛争は巷でもよく見聞している通りに、現在集中的に起こっているドーピング事件に集中している。アスリートが国際試合に参加するたびに試合主催側(関連種目の国際スポーツ機関)と世界反ドーピング機構(WADA)の検査を受ける。ドーピング事件が起こり、WADAを中心とする国際スポーツ機関がアスリートに対して懲戒の決定を下す。この決定に対してアスリートが関連の国際スポーツ機関または国内の裁判所へ上述の国際スポーツ機関の決定に不服と救済の申し立てをする。現在、この不服と救済の要求は国際スポーツ仲裁裁判所(Court of Arbitration for Sport, CAS)へ提訴するのが普通である。

○アスリートと政府

この種の問題および紛争は主にアスリートが自国の政府(もちろん他国の政府)とスポーツの活動と利益をめぐって衝突が起こる場合である。政府が権威を以てアスリートのスポーツ活動またはアスリートの利益を侵害する場合にアスリートが抵抗し、救済と原状回復を求める。

現在、アスリートが国境を越えてスポーツの問題および紛争を国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)へ提訴している。同裁判所へ提訴した、国際法をはじめとする法律を適用して解決した法的紛争は大別してこの通りである：

○アスリートの選手資格と資格停止

この種の紛争は特に国際スポーツ仲裁裁判所へ提訴している。アスリートにとって選手資格と資格停止は死活の問題である上で、資格の認定、資格の停止および剥奪は権威のあるスポーツ機関だけが操作できる。このような権威のあるスポーツ機関は国内機関もあるし、国際機関もある。この場合ではアスリートは上位の機関、拘束力のあるスポーツ裁判所へ提訴するのが当然である。

○ドーピング問題

現在、ドーピング問題は国内法と国際法の両方の制御対象になっている。国内でも、国際でも、ますます厳重に罰則を実施している今日で、ドーピング問題はアスリートの選手生命を左右している。ドーピング検査を受ける義務が国際スポーツ法上で一般的になっているため、ドーピングの判定と罰則に不服するアスリートが国内の関係機関へ、世界反ドーピング機構(WADA)へ、国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)へ救済を求める事件は増加している。国内の機関でも、CASでも、ドーピングの関連事件が圧倒的に多い。

○ドーピング検査に当たったアスリートの保護の妥当性

ドーピング検査で問題になったアスリートを庇い、保護する行為の妥当性に関して司法判断を請求する。アスリートを庇い、保護するのがスポーツクラブで、スポンサーで、その国、のいずれである。彼等の庇い行為はアスリートを保護するという建前であるが、この行為は妥当性を有するかを権威のある司法機関、例えば国際スポーツ仲裁裁判所へ判断を請求する。

ドーピング検査はアスリートの資格と絡んでいる。そのため関係機関の庇い行為は必死であるだけに、最終的で拘束力のある司法判断を請求するのも普通である。

○アスリートとスポーツクラブの間の紛争

この種の紛争は主にアスリートのクラブ加入と移籍、収入をめぐる契約紛争である。サッカー界でサッカー選手と所属するクラブとの間で契約紛争は多発している。實際上、CASに提訴された事件の47%はサッカー関係の紛争である。これらの紛争の中でサッカー選手と所属クラブとの契約紛争が多い。契約紛争は経済的な利益にかかわるもので、当事者と争点が比較的明瞭である。そのため、この種の紛争は司法解決にしても、スポーツ機関および他の機関の行政指導にしても、解決しやすい。当事者(アスリートとスポーツクラブ)が一国内、同じ国の場合では国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)へ提訴しなくても、国内法に従って国内の司法機関または行政機関(スポーツ関係機関など)に解決を求めることもできる。

○スポーツ設備購買の契約の合法性

いままで国際スポーツ仲裁裁判所へスポーツ設備購買契約の合法性を争点にした提訴事件があったため、記録上にこの種の事件があった。

○国際試合に出るアスリートの国籍の合法性

現在、国際試合に出るか出られないかを左右するアスリートの国籍とその合法性を争う事件が多数である。国籍の重複と国籍の変更は国際試合に出る可能性を増やすため、アスリート間で普遍的な現象である。そのため、IOCと各スポーツ項目の委員会により国籍変更に関して手続きと期間と可能性を限定する規定が定められている。具体的な法規定がある以上、国籍の合法性を法律争点にして国際スポーツ仲裁裁判所の司法解決を求めることができる。この種の事件には豊富な法律問題

があり、通常に国際法、国際私法と国内法の三者を適用する必要がある。

○国内で行う国際試合代表選手の選考の結果に不服するアスリート

国際試合の参加代表を選考するために、まず国内で派遣選手の選考を行うのが普通である。落選したアスリートおよび所属するクラブが選考の結果に不服する場合、国際スポーツ仲裁裁判所へ申し立てる。

○国際試合の判定に不服するアスリート

国際試合の判定にアスリートが不服する場合、国際スポーツ仲裁裁判所へ申し立てることもできる。

○アスリートと国際試合開催地

国際試合の開催地でアスリートが侵害と損害を被る場合で、アスリートは開催地のスポーツ関係機関または司法機関に救済を求めることもできるし、国際スポーツ仲裁裁判所へ申し立てることもできる。

2 国際スポーツ紛争の解決機関と手続き

目的と構成—国際スポーツ仲裁裁判所(Court of Arbitration for Sport, CAS)は1984年に国際オリンピック委員会(IOC)により創設された。国際スポーツ仲裁裁判所の目的はスポーツ分野の最高裁判所として活動すること、CASの仲裁活動と司法判断を通して国際スポーツ判例法を形成することである。

CASはスポーツ法およびスポーツ仲裁法の専門家270名を仲裁人・裁判官により構成されている。仲裁事件が発生する時にこれらの仲裁人からパネルを選ぶ。パネルは基本的に3名、時には1名の仲裁人から構成される。CASの本部所在地はスイス・ローザンヌ市にある。ここに事務局を設置されている。事務局に事務総長1名で、弁護士8名、事務局員7名、技術者2名、全部で18人が勤務している。ほかに、アメリカのニューヨークとオーストラリアのシドニーで二つの支部が設置されている。本部と支部のどちらでも提訴の書類を受け付けている。

CASの予算は年間850万スイスフランである⁽¹⁾。

活動の範囲と内容—CASはスポーツ紛争に関して仲裁、調停、臨時仲裁部、勧告的意見を提供する。具体的に：

仲裁：当事者の合意に基づいて第三者の判断によって紛争解決を図る。この判断は拘束力があり、当事者を拘束する。仲裁活動を開始する時に、パネルとして1～3名の仲裁人が決められるが、事件の内容に応じてパネルの人数も変わる。

調停：スポーツ紛争について第三者が当事者間を仲介し、当事者の合意を達成させる。調停案は当事者を拘束しない。当事者間の最終合意に基づいた調停案は紛争解決の決め手で、当事者間で実行される。

臨時仲裁部：オリンピック、コモンウェルス大会、FIFAワールドカップのような世界規模のスポーツ競技大会の時に必ずCASの臨時仲裁部が設置される。(日本では長野冬季五輪の時に初めてCASの臨時仲裁部を経験した。)

勧告的意見：スポーツ紛争に関する勧告的意見を出すためには権限がある。現在、勧告的意見を出す権限があるのは、IOC、各国オリンピック委員会、WADA、国際競技連盟、オリンピック実行委員会に限られている。これらの機関が出す勧告的意見は拘束力がない。

利用手続き—国籍を問わない、すべてのアスリートとコーチおよび関係者がCASへ申し立て、

提訴することができる。CAS創立の初期でアスリート個人が直接CASを利用することができない、申し立てや提訴する前にまず所属の国籍国のスポーツ機関または司法機関を通さなければならないと言われた時期もあった。この手順はCASの本来の公開、簡単と迅速にスポーツ紛争を解決するという目的とCAS自身の簡単な規則に反するため、成立することができない。現在いかなる人でもCASを利用することができる。起訴者の資格を有するのは、国際と国内スポーツ組織、自然人と法人、である。

CASの仲裁手続きの所要時間は通常6カ月～12カ月である。上訴仲裁ICASの仲裁手続きの所要時間はだいたい4カ月である。臨時仲裁部の場合では、24時間で終結する。

なお、国内にも一般的にスポーツ紛争を解決する専門的な機関は設置される。日本には「日本スポーツ仲裁機構」(Japan Sports Arbitration Agency, JSAA)がある。国内の機関とCASのいずれでも利用することができる。

3 国際スポーツ法の判例

以下、国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)と同裁判所と国内裁判所の合同で審理したスポーツ紛争事件から重要な判例を挙げて検討する。これらの判例は法律争点と法適用において国際スポーツ法にとって法発見と法発展の意義がある。

○Reynolds事件(Reynolds v. International Amateur Athletic Fed. 1994)⁽²⁾

事実：原告Harry Butch Reynoldsはアメリカ国籍で世界レベルの陸上選手である。モナコで行われる陸上世界選手権大会のドーピング検査で筋肉増強剤の陽性反応を示された原告はIAAF(International Amateur Athletic Federation)から二年間試合出場停止を決められた。しかし、原告の国籍国(アメリカ)に所属するアスリート委員会(The Athletis Congress)が原告に対して事情聴取をするか、しないか(すなわち、国内の行政処理一筆者)、をIAAFは決めていなかった。原告はこの事情聴取の申請を怠り、1991年アメリカOhio南地区裁判所へ出場停止決定の無効を申し立てた⁽³⁾。同裁判所は原告にまず行政処理を尽くすことを命令した。そして原告が上訴した第六上訴裁判所は一審判決(命令)を支持し、さらにこの判決を解除し(上訴審がいったん一審判決を解除してから、この判決を越えて次のステップに行くことができる。すなわちこれで上訴審の判決を下す、という訴訟手続一筆者)、本件には実質的な訴訟事由が欠けることで管轄権がない、と却下の判断を下した⁽⁴⁾。

本件の国際スポーツ法上の意義：本件は国際スポーツ法体制成立初期の事件である。国際スポーツ法自体の実定法、本件ではドーピング法がまだ完備されていなかったという背景もあるため、本件は国際スポーツ法を動員するより、国内法制に頼るのがもっともである。国際スポーツ機関の決定の無効を国内裁判所へ判断を申し立てる、という国際と国内両方に関わる本件は国際スポーツ法の法適用、解釈、と実効性の確保などの非常に有意義な問題を発見している。これらの問題は国際スポーツ法の今後の発展に重要な意義がある。

本件の法律問題：本件が国際スポーツ法の重要な問題提起をしているのは、国際スポーツ法の適用、国際私法の準拠法問題、国内裁判所の管轄権、などの問題である。以下の通り：

a 国際スポーツ法の非司法的な部分の重要さ

本件がアメリカ国内の上訴審で却下を判断された事由は、原告と一審裁判所がスポーツ紛争の国内行政解決を尽くしてない、ということである。国内行政処理が尽くされていないという判断には二点が考えられる：

まず、本件を始めとしてスポーツ紛争にとって国内の行政処理が可能で有効である。スポーツ紛争の解決には当事者の国籍国でスポーツ関連機関と他の行政機関の行政処理をすれば、迅速に、アスリートの限られる選手生命と試合機会を保全することができる。司法解決はスポーツの問題の場合では時間のリスクが高い、アスリートにとって代価が高い。

第二、国際スポーツ法規定の意義から、例えば本件ではドーピング法の意義から言えば、違反の問題と違反行為があれば、司法手段を講じて司法機関を動員する絶対性を予期していない。(具体的な条項と非司法解決)。

この二点から考えれば、国際スポーツ法の問題および紛争解決にはまず選手の国籍国の行政処理と関連国際スポーツ機関の行政処理を尽くす、その後必要があれば司法解決に託す、という二段階の解決方式が必要であろう。そうすれば、judicial errorを回避することができる⁽⁵⁾。この意味で言えば、本件ではアメリカの上訴裁判所が司法回避の対処を採取したのは合理的である。そのためか、本件が国際スポーツ紛争の非司法解決を無視した「愚行」である、と批判されている⁽⁶⁾。

b 司法管轄権の問題

本件は司法解決の問題を指摘されてはいるが、国際スポーツ紛争の司法解決をする際の法律争点を展開している。そのなかで司法管轄権に関する法律争点は非常に意義がある：

特別な管轄権と一般的管轄権—特別な管轄権というのは特定な問題に対して裁判所が司法管轄権を行使することである。この管轄権は限定的なものである。本件の場合、本件を受理した裁判所は一審として本件の解決手段が他にあることを判断した。この判断は裁判所の先決的抗弁または受理可能性とは違う。スポーツ紛争の解決として国内と国際の行政機関とその活動がある。この部分に関しては司法解決は回避することができる。すなわち、スポーツ紛争の解決には裁判所は一般的管轄権より、特別な管轄権を行使する司法妥当性と合理性がある。本件の上訴審の審理と判断にもこの特別な管轄権が意識されている。

国際試合開催地の裁判所の管轄権—五輪のような大規模な国際試合を開催する開催国にとって、いっぺんに多人数の外国籍のアスリートと関係者が入国することになる。国際試合開催という特別な期間中で開催国は外国籍のアスリートと関係者に対して「人的管轄権」を有するか、有すべきか。本論文は、アスリートと関係者の私的な不法行為・違法行為に関して開催地の裁判所は一般的管轄権を有する、と考える。国際試合のスポーツ分野の法律問題に関して、今日国際スポーツ仲裁裁判所がこのようなスポーツ分野の司法活動をしているため、開催地が管轄権を有しながら同仲裁裁判所へ管轄権の行使を任せる、という仕組みになっている。

国際スポーツ組織に対する開催地の管轄権—本件ではIAAF (International Amateur Athletic Federation) に対して原告が上訴した国籍国(アメリカ)の裁判所は管轄権を主張するというより、「実質的な司法管轄権がない」という理由で本件の上訴を却下した。本件は国際スポーツ組織に対する国内裁判所の管轄権の有無および行使を判例として見せることができなかつた。しかし、国際スポーツ法の分野で国際スポーツ組織に対する国内裁判所の管轄権問題を提起している。国際試合開催地の裁判所の管轄権は特別な管轄権として国際スポーツ組織に対して管轄権がある。さらに言えば、開催地の裁判所がこの管轄権があるだけでなく、一般的管轄権の意義で国際スポーツ組織に対して国内の裁判所は管轄権を主張することができる。

国際試合に参加するアスリートに対する開催地の裁判所の管轄権—国際試合開催地の裁判所は試合に参加する外国籍のアスリートと関係者に対して「人的管轄権」がある。国際組織に対して一般的管轄権があるというならば、アスリートに対しては人的管轄権がある。この人的管轄権はアスリー

トが国際試合期間中に開催地で行う一個人としての試合活動、および私的活動を対象とする。

c 準拠法に関する法律争点

国際スポーツ紛争が裁判所へ提訴され、法律問題にすると、この訴訟過程の第一歩として当事者と裁判所が準拠法に基づいて適用法を確定することである。準拠法というと、当事者の国籍国か、事件発生地か、という二つが基本的な準拠である。国際スポーツ法の場合ではアスリートがこの法律による保護の対象である。すなわち、アスリートの保護は国際スポーツ法の理念であり、目的である。その意味で国際スポーツ法は属人法である。国際スポーツ法のこの特質により、アスリートのスポーツ活動の紛争、ドーピングにより資格停止と停止規定の不服のような紛争はアスリートの国籍国の法律を適用するのが合理的である。すなわち、アスリートの専門活動および専門活動にもたらされる利益に関する紛争と紛争解決には、アスリートの国籍国の法律を適用する。しかし、アスリートの不法行為が事件発生地の利益を損害する場合には、事件発生地が紛争、法律問題の当事者となるため、事件発生地の法律を適用する。

本件(Reynolds事件)の上訴審でIAAF(International Amateur Athletic Federation)がドーピング違法行為者Reynoldsのドーピング行為の違法性の審理を上訴した⁽⁷⁾。上訴審で、準拠法の問題が争点となっている。すなわち、被告人のドーピング違法行為の発生地はMonacoである。この場合では本件は違法行為の発生地Monacoの法律を適用するか、被告人の居住地と仕事の場のEnglishiの法律を適用するか、は本件の準拠法の争点となる。この争点は本件の重要なポイントである。この上訴審の後で他のOhio連邦上訴裁判所は自分なりの意見を示した。すなわち、被告人の居住地と仕事の場の法律(English法)を適用するという被告人の主張を支持した。上訴人IAAFが国際組織であり、被告人は国際レベルのアスリートである。そのため、被告人のスポーツプロとしての評価は上訴裁判所所在地のOhioを中心とするのではないべきである、という意見である。この意見はすなわち、違法行為発生地の法律と被告人の所属要素(居住地、仕事の場)のある場所の法律を適用すべきである、という意味である。

d 国際私法の問題

国際スポーツ紛争は当事者と事件の発生地は国と国境を跨るものである。ドーピング違法行為、アスリートとスポーツ組織の問題、アスリート間の権利侵害の問題などが国際試合の現場で集中的に起こる。これらの国境を跨る国際スポーツの法律問題を解決するために、国際法、国際私法と国内法を動員する必要がある。実定法として法適用に登場する国際法と国内法に比べれば、国際私法は準拠法として法適用の法律を選択するために動員される。国際私法を準拠法として紛争解決に参入させれば、いかに有効で有利な紛争解決に貢献させるかも重要な現実問題となる。本件(Reynolds事件)はこの問題を見せている。本件のOhio南地区裁判所の訴訟過程に対して、もし同裁判所が審理で国際私法に基づいて法適用の法律を選択すれば、損害の認定と賠償責任の確定で失敗するだろう、という意見があった⁽⁸⁾。本論文はこの意見はとても重要だと考え、このように理解している。すなわち、Ohio裁判所は提訴を受理した裁判所として本件に対して管轄権がある。管轄権を行使し当事者の国籍国の法律を直接に適用すればよい。そして本件の場合では当事者の国籍国と裁判所所在地の国籍と同一であるため、国際私法を動員する必要がさほどない。そうすれば、損害(damages)の認定と賠償責任(liability)の確定は当事者の国籍国の法律で行われるため、当事者にとって有利であるし、何より損害の認定と賠償責任の確定後の判決を執行しやすい。

本件のように国際スポーツ紛争の法的解決に国際法、国際私法と国内法を総合的に考慮し適用する必要がある。しかし、国際スポーツの紛争を解決するには最終的に国内法と国内裁判所で展開

される。たとえ国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)のルートで解決を図った事件でも、同裁判所の判決の執行は国内裁判所および国内の関連機関により行われる。国内法と国内裁判所のこの機能を鑑みて、国際スポーツ紛争の解決として実定法としての国内法を確定し国内司法制度を頼るのがより実現可能であり、実効性もある。

e ドーピング法制定前のドーピング事件

本件は1990年代国際スポーツ司法体制成立後初期の事件であり、また2009年に制定された「ドーピング防止規則」より前の事件でもある。この時期の国際スポーツ法の対象と言っても、アスリートの選手資格の問題が国際スポーツ紛争の主なものであった。ドーピング事件でも、本件のようにドーピング法がまだできていないため、ドーピング違反と言っても選手資格の保全を大前提にする上で、せいぜい一定期間の資格停止をするに止まった。比べてみれば、今日ではドーピングは国際スポーツ法の主要な対象となり、ドーピング行為を厳重に刑罰し選手資格を剥奪するようになっている。現在、アンチドーピングは刑法化しつつある。(ドーピングの刑法化は「三」を参照。)

f 国際スポーツ法の発展

本件から国際スポーツ法の発展が見られる。1980-90年代では五輪憲章とアマチュアを始めとした国際スポーツ法の大枠ができた。さらに1984年に国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)も成立した。この時期は国際スポーツ法の創設期である。創設期とはよそ目にこの時期で国際スポーツ紛争は活発に発生していた。この紛争を解決するには国際スポーツ法(五輪憲章、アマチュアスポーツ規則)を憲法原則とするが、具体的な争点に対して国内法を適用するのが普通であった。本件(Reynolds事件)のように、国際試合をめぐる生じたアスリートと国籍国のスポーツ組織との紛争でも、アスリートと国際スポーツ組織との紛争でも、国内裁判所へ提訴する。当然に国内法の対象として国内法を適用する。それでも国際スポーツの紛争を法律により解決する、裁判所での訴訟過程を通じて国際スポーツの分野にも法律があり、適用可能で、実効性がある、という国際スポーツ法の普及作用があった。この普及作用の効果で、今日国際スポーツ分野の問題を法律問題として提起し、国内と国際の司法機関へ提訴する件数は増加する一方である。これらの多種多様なスポーツ法律問題を解決する過程において、国際スポーツ法の問題発見と対応の必要性を引き起こす、さらに国際スポーツ法の立法の段階に入る。

g 国際スポーツ紛争の解決における行政解決のメリット

本件はスポーツ紛争、おそらく特に国際スポーツ紛争の解決に行政解決の妥当性と司法回避の合理性というものを見せている。この妥当性と合理性は国際スポーツ法の意義、あるべき国際スポーツ法を示している。国際スポーツ法の意義というと、国際社会のスポーツ運動と関連事業を推進し、アスリートを保護するということを通して国際社会の平和の実現に貢献する。国際スポーツ法のこの意義から言えば、国際スポーツ紛争の解決は権利・義務関係の問題追究およびこの問題から派生した損害賠償を求めるより、アスリートの保護とスポーツ運動の健全な進行を目的としなければならない。この目的のため、行政のルートでスポーツ紛争を解決するのも妥当である。司法機関を動員するのがアスリートにとっても、スポーツ運動の継続的進行性にとっても、時間と選手生命、金銭的にもリスクが高い。スポーツ紛争の解決に司法回避の合理性はスポーツ紛争の特殊性の所以である。

○Harding事件(1994)

本件は有名な事件として「ハーディングのケリガン殴打事件」と巷で言い回されている⁽⁹⁾。本件

はアスリート間の衝突事件であるが、当事者双方ともに国際試合に出るアスリートで、原告が外国の裁判所へ提訴したのも原因で、本件には国際スポーツ法の対象となるものが多い。

事実：1994年リレハンメル(ノルウェー)冬季オリンピックの直前にアメリカのフィギュア女子選手のナンシ・ケリガンが襲撃され負傷した事件が起こった。アメリカのオリンピック派遣選手がリレハンメルに到着した後に、ケリガンを襲撃した犯人が同じアメリカのフィギュア派遣選手のTonya Hardingの元夫で、Hardingと共謀して犯行した、とアメリカフィギュアスケート協会は発表した。そのため、アメリカオリンピック委員会(USOC)がHardingに対する懲戒のための事情聴取を行うことを発表した。Hardingがすでに五輪開催地(リレハンメル)に入ったため、この事情聴取は(たとえ自国の選手に対する自国の機関による聴取でも、五輪開催地で五輪の選手に関することであるため一筆者)競技管理委員会(Games Administration Board)の主導により行われ、同委員会のいかなる決定でも国際オリンピック委員会(IOC)の許可をもらう必要がある。

一方、Hardingは2000万ドルの損害賠償請求額でアメリカオリンピック委員会を相手に、五輪の現場で自分に対する事情聴取を禁止しようと、ノルウェーの裁判所へ提訴した⁽¹⁰⁾。同裁判所が原告と被告間で争いを解決するようにと促進した。(すなわち同裁判所は裁判外の、非司法解決の、和解勧告の、選択をした一筆者。)Hardingは起訴を撤回し、自国アメリカで行われる懲戒のための事情聴取を応じるかたわら、引き続きオリンピック試合の参加を要求し、認められた。五輪終了後に、延期された懲戒のための事情聴取を再開し、Hardingの犯行を確定し、刑事訴訟の取引を合意し、Hardingに対して、アメリカフィギュア協会の退会と主な試合参加の禁止を決めた。その後同協会がHardingの1994年国内試合のタイトルを剥奪し、試合参加の終身禁止を決めた。

本件の法律問題：

a 国際スポーツ紛争になる決め手

本件は同じ国の選手間の個人問題として、本来国内法で処理できる。しかし、本件が国際スポーツ法の対象となり、国際スポーツ法と接点を持つようになったのは、選手が五輪の現場にいて、試合参戦の選手として五輪の試合に臨んでいるからである。さらに、本件の原告が外国の裁判所へ提訴したことも本件を国際法の問題の範疇に入れた。五輪開催期間中で五輪の選手に対する措置はたとえ国内で起こった問題でも、国内オリンピック委員会がIOCに報告しIOC管轄のルートで解決する。同様に、国内の問題が国際スポーツと接点があれば、国際スポーツ法の対象となる。

b 管轄権

外国の司法管轄権は被告人アメリカオリンピック委員会(USOC)の国籍国(アメリカ)の憲法とアマチュアスポーツ規則を適用することができるかどうかは重要である。まず、本件は本来行政の手段で解決すべきで、しかも解決しかけた事件で、司法の段階へと行かせなくてすむはずであった。この意味で本件を「judicial ice follies」と批判したのもあった⁽¹¹⁾。一方、一般的に言えば、外国の当事者に対して提訴地の司法管轄権は法適用として当事者の国の憲法を言及することは可能である。提訴地の司法管轄権が外国の憲法を適用するのを執拗に主権侵害と言わなければ、この言及は可能で妥当である。

c 国際試合開始直前のスポーツ紛争処理

起訴を受理したノルウェーの裁判所が五輪開始直前のスポーツ紛争を合理的に処理した良い判例を残している。本件は同じ国のアスリート間の争いとしてその国の行政機関でも、司法機関でも国内の問題として処理することができたはずである。しかし、原告Hardingが外国の裁判所へ起訴したため、本件を国内の行政処理を越えて国際的法律問題として対処しなければならなくなる。受理

した裁判所にとって、五輪開始直前の緊迫した時間で司法判断を下すことが容易ではない。この事情により同裁判所は一旦受理した本件の訴訟過程を持ちこたえ、被告人アメリカオリンピック委員会(USOC)のHardingに対する最終決定を待つ、というふうに法廷手続きを展開した。この展開の効果として、国際機関(競技管理委員会とIOC)が機先を制することができなくなり、アスリートに対する偏見または損害を避けることができた。

d アスリートが外国の裁判所で自国の機関を相手にして権利主張をする場合

アスリート個人が自分の国および機関を相手にして外国の裁判所で提訴し、自分の国の法律により権利を主張し救済を求めることができるか、これも本件の重要なポイントである。Hardingが五輪開催地のノルウェーで自国のオリンピック委員会を訴えた。ノルウェーの裁判所が受理した。本件は審理には行かなかったが、もし訴訟過程に入り、法を適用して審理を進めれば、原告Hardingの国籍国のアメリカ法を当然に取り上げる。同様に、原告Hardingが外国(ノルウェー)の裁判所へ自分の権利を侵害した、侵害の停止と救済と権利保護を主張し自国の機関を訴えたことも不自然ではない。この場合では、ノルウェーの裁判所にとって国家主権の問題に格上げる必要はない。本件はアスリートが外国で試合に出るとき自国の機関を現地(外国)の裁判所へ起訴する、当外国の裁判所がアスリートの国籍国の法律を適用するのが問題解決のためであり、国家主権の次元に入らない、という判例になるだろう。

e 裁判所へ提訴！法律を武器にするアスリートの奇襲

本件の時代でアスリートが自国と自国のスポーツ組織を裁判所へ訴えるのは面々にとっていずれでも意外なことであった。アスリートを経済上、技術上および競技出場の機会において支配し管理するスポーツ組織とその他の機関にとって、アスリートに裁判所へ訴えられるのは奇襲されることになる。本件の原告Hardingが自己の権利をスポーツ組織に侵害されたと感じた時点で即座に、外国にいるならば、外国でその組織を訴える！Hardingの提訴は本件の被告アメリカオリンピック委員会を奇襲した⁽¹²⁾。訴訟社会のアメリカにいるアメリカ人だからこそ、裁判所へ提訴するという法行動を取る、と普通にそう言われるかもしれないが、権利時代の今日で裁判所へ提訴するという法行動を取るの恐らく意外なことではない。スポーツ組織と他の全ての組織、いわゆる国家権力機関にとって、アスリートが法律を武器にして組織を裁判所へ訴える、という奇襲を対処せざるを得なくなるだろう。

○ Swiss Equestraian Case (1993)⁽¹³⁾

本件はスポーツ紛争の法的解決の典型的な事件である。また本件もドーピング事件である。そして本件はCASの役割を再確認した、CAS史上で重要な判例となっている。本件はCASの司法判断および裁判所としての正当性を問われた事件であり、この事件をきっかけにしてCASを管理するICAS(International Court of Arbitration for Sport)を創立した⁽¹⁴⁾。CASとICASの両雄としての存在と活動は国際スポーツの法制を整えることになる。

事実：原告Guddelはスイスの馬術選手である。国際試合で原告が所属の馬とともにドーピング違反をしたと尿検査で判明された。国際馬術連盟(International Equestrian Federation, FEI)が原告人と馬とともに資格剥奪と試合出場禁止三ヶ月の決定を下した。この決定を不服して原告人が国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)へ申し立てをした。

仲裁の決定：同裁判所は資格剥奪の元決定を維持したが、試合出場の禁止期間を短縮させ、そのかわりに選手に対する罰金を科した。

CASのこの判断に対して原告は短縮された禁止期間が依然と長いと主張し、スイス連邦裁判所にCASの判断を取り消すよう提訴した。スイス連邦裁判所は原告の上訴を棄却した。

本件の法律問題：

a 管轄権

本件は管轄権に関する問題と争点が存在しない。まず、原告がCASへ申し立てした。国際スポーツ分野で同裁判所は普遍的な管轄権がある。そして、本件は人的管轄権の問題も存在しない。本件では裁判所の所在地がIOCと被告である国際馬術連盟(FEI)の所在地と同一場所で一致している。そのため、原告と被告の当事者双方の国籍と裁判所とIOCの所在地と一致している。この場合では、当事者双方に対して人的管轄権を検証する必要がなく、管轄権の行使に支障がない。すなわち、本件は管轄権問題で複雑な管轄権の法理の展開と立証に時間と労力を費やすことが免れた。すっきりした、簡単明瞭な管轄権のもとで、国際スポーツ仲裁裁判所がスムーズに審理を行い司法判断を下すことができた。

b 国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)の判決と国内裁判所

国内裁判所はCASの判決により自国のアスリートが受けた影響に注意を払う必要がある。CASの判決が公序に違反するか、アスリートの生活に対するダメージの受忍度などを国内の裁判所は座視することができない。

一方、国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)の判決の執行に国内裁判所とスポーツ専門機関が携わる。とりわけスポーツ分野の技術専門の問題に関する判決の部分なら、国内のスポーツ組織がCASの判決を執行する。国内法制が国際スポーツの司法問題に対してますます責任感を増すのは現在国際社会の一般的な傾向である。

c CASの活動の合法性と妥当性の確認

本件はCASが管轄権を完全に行使した、同裁判所の判例と活動史に入る画期的な事件である。この事件のようにCASはスポーツ紛争を解決する権威のある専門機関である。本件を通してCASの活動と役割を確認することができる。具体的に、

○CASが管轄権を行使することのできるスポーツ分野の紛争は以下の通りである：

アスリートのスポーツ活動を行う資格と資格の停止を決められる。

ドーピング検査を受けるアスリート個人を保護する。

アスリートと所属クラブの間の契約トラブル。

スポーツ設備の売買と試合出場のためにアスリートの国籍を売買すること。

○CASに提訴することができる人は、以下の通りである：

国際と国内のいかなるスポーツ組織がCASに司法判断を求めることができる。

紛争解決する能力と権限がある、いかなる自然人と法人がCASに提訴することができる。

○スポーツ紛争を解決するCASの活動は以下の分野をカバーする：

提訴した当事者双方に対して調停をする。

スポーツ試合とアスリートの権利に関する司法過程において勧告的意見を提出する。

国内裁判所は仲裁判断に関する国連条約(UN Convention on Arbitral Awards)に従ってCASの判決を理解し執行する。

d CASの合法性を保障するための専門機関—ICAS

本件がCASの司法判断の合法性を問題にする事件でもある。CASの創立初期でCASの司法判断を別の裁判所で訴えたこの事件は、CASの合法性に関して別の司法機関により保障してもらう必

要があると教えられた。CASの合法性を保障するというと、CASの存在と活動を再確認する一方で、CASの活動を管理し監督する。本件に提起されたCASの合法性の問題により、この事件の直後にIOCがCASと直接関係を持たない別個の独立した権威のある司法機関を創立することを決まった。その機関は1994年IOCが創立した国際スポーツ仲裁理事会(International Court of Arbitration for Sport, ICAS)である。

e CASと国際スポーツ仲裁理事会(ICAS)との区別

国際スポーツ仲裁理事会(ICAS)は20人のメンバーを擁する、IOCに所属される専門機関である。CASとは以下のような区別をしている：

仲裁理事会は独立したスポーツ司法機関であり、CASの合法性を強化するために、CASを管理し監督する。

仲裁理事会は自身の仲裁活動を通してCASの上訴裁判所としてCASの合法性とCASの司法活動の有効性を保障する。

仲裁理事会の委員と地域の代表を増やせば、特にヨーロッパ以外の国家と地域でCASをアピールすることができる。

仲裁理事会は一般的な紛争を解決する。CASは独占的に専門的にドーピング事件とアスリートとスポーツ組織との紛争を解決する。CASの専門は国際試合の紛争とアスリートの資格の諸問題に集中する⁽¹⁵⁾。

いずれにせよ、CASとICASは国際スポーツ司法界の二本柱として国際スポーツの法制を構築している。

f CASを訴える！アスリートの奇襲

本件の意味深いポイントは法律論でもなく、ICASの創立を引き起こしたことでもない。一人のアスリートがCASへ提訴したが、CASの判断の取り消しを別の国内裁判所へ訴えた。すなわち、CASの利用者のアスリートがCASを相手に裁判所へ訴えたことはCASの創立者にとっても、CAS自身にとっても、CASの合法性と妥当性に槍を突くことになっている。本件およびアスリートのCAS提訴はCASの創立初期の出来事とはいえ、CASの機能修正—ICASの創立、と機能向上—CASの権威の確立、というのを要求した。アスリートの奇襲に意外な効果があった。

○アスリートとスポーツ組織との事件

アスリートとスポーツ組織との間でトラブルが頻出している。アスリートがスポーツ組織に所属しているし、スポンサーしてもらっているため、両者の間で利益の衝突の問題が起こるのは当然である。

選考結果の不服事件—千葉すず事件：

事実：2000年日本国内で行われたシドニーオリンピック出場水泳選手の選考試合後に日本水泳連盟が発表した選考結果に不服した女子選手の千葉すずがCASに日本水泳連盟を相手にして提訴した。本件はアスリート個人と国内スポーツ組織との事件である。アスリート個人がスポーツ組織をCASへ提訴して問題解決を要求したのは、当時の日本では最初の事例である。オリンピック開催期間が迫る中で選考結果がアスリートのチャンスとキャリアを左右する現状で、提訴したアスリートにとって挑戦であるし、問題解決の切迫した願望でもある。

判決：原告敗訴。一方、CASは被告の日本水泳連盟に対して原告に仲裁費用の一部の支払いを命じ、日本水泳連盟が原告に「選考基準を適切に告知すれば、提訴は避けられた」と同連盟の説明不

足と説明義務を指摘した。

意義：a CASの管轄権の完全な行使

本件はCASの管轄権行使の事件である。当事者双方とも同裁判所の管轄権に対して争点がない、管轄権と判決を受け入れた。

b 五輪直前の提訴事件と迅速な解決

本件のような五輪直前の提訴事件に対してCASは法律論を展開して司法判断を下す方法を取っていない。そのかわりに、救済—アスリートの五輪出場の可能性—を優先にして迅速な問題解決を重んじた。このような問題解決の方法はCASのスポーツ紛争解決の今後のモデルになる。

c 個人のCAS利用

アスリート個人が(国内)スポーツ組織を相手にしてCASに法的解決を求めた本件は当時では少数であった。もちろん現在でも主流ではない。この問題を意識しているためかと言わんばかりに、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)が「アスリートのためのスポーツ仲裁・調停ガイド」をアスリートにももちろん、関係者と社会に向けて公表している⁽¹⁶⁾。一般的にアスリートがスポーツ組織に所属する。スポーツ組織は縦社会で、階層的で重層的な組織である。そのため組織に抵抗するのはアスリートにとってリスクが大きい。しかし、アスリートと組織の間の問題と紛争が多い、アスリートが泣き寝入りするのが普通である。本件はアスリートがCASへ提訴した事件として、アスリートと組織との問題解決の先例となっていることに意義がある。本件の促進作用かと言わんばかりに、原告の国籍国(日本)国内でこの事件後に五輪水泳選手の選考会をテレビ中継と選考基準の一般公開の方法で行うようになっている。

○競技の判定

事実：1998年フランスのボクシング選手が国際試合中でローブローを発覚され、失格になった。この判定を不服として同選手が国際アマチュアボクシング連盟をCASへ訴えた。却下された。

CASの判断：本件は純粋にスポーツ技術的な問題である。この技術的な問題に対して裁判所は競技ルールの適用まで再審する機能はない。

意義：CASが自身の裁判所としての活動を世間に向けて再確認している。すなわちCASはスポーツ分野の法律問題を審理するが、スポーツの技術的な問題にはタッチしない。スポーツの技術的な問題を各項目の管理機関が扱う。管理機関の決定に対する不服ならば、CASに提訴されたら、CASが司法判断の活動を開始する。スポーツ技術を審理しないというのはスポーツ分野の裁判所としてCASの活動範囲と効果を確保することができる。

○アスリートがドーピングに勝訴した判例

1988年ソウル五輪でカナダの短距離選手ベン・ジョンソンが試合後にドーピング違反を発覚され金メダルも剥奪されたことがスポーツ界だけでなく、世界中を震撼させた。この事件以来、ドーピング行為に対する取り締まり強化の要求が公私ともに強くなっている。ドーピング防止規程が制定され、ドーピング行為の違法性と法による制裁が明確になっている。このような状況の下でアスリートのドーピング行為に対して取り締まりおよび刑罰が一般的となり、違法したアスリートと関係者が刑罰から免れたのは皆無である。しかしドーピングの違法と処罰の決定に勝訴したアスリートの実例もある。ドーピング違反の刑罰一辺倒の現状で勝訴した実例はドーピング法の理解と執行、およびアスリートのドーピング問題の学習などによってそれなりの意義がある。

我那覇選手ドーピング勝訴事件

事実：2007年日本川崎フロンターレのFW我那覇和樹選手が風邪の治療で静脈内注射の点滴を受けた。しかし、静脈内注射はドーピングの痕跡を隠すために使われる可能性があるため、世界ドーピング防止機構(WADA)の禁止項目に入っている。この禁止規定に基づいてJリーグが同選手のドーピング違反と判断し、同選手に公式戦6試合出場停止、と所属クラブに罰金1千万円の決定を下した。同選手がこの処分決定の取り消しを求めてCASへ提訴した。

判決：原告勝訴。「正当な医療行為」という原告の主張を支持し、被告Jリーグに処分決定の取り消し、原告側の仲裁費用の一部負担を命じた。

意義：a アスリート個人が所属するスポーツ組織をCASへ訴えたのは日本では当時第二番目の例である。

b CASは一審制であるため、下した判断は決定的である。迅速で、決定的な判断は当事者にとって迅速で容易な執行ができる。やはりCASはスポーツ専門の裁判所として法律論の展開を通して司法判断を下すより、スポーツ紛争の解決を重んじる。本件もCASのこの傾向を示している。

c ドーピング行為の厳重な処分と違法行為に対する処罰が必要であるが、処罰至上、処罰の一边倒にならないように、CASが本件で下した判断は警鐘となる。

○国際スポーツ機関の役員選挙の問題

日本の例：室伏広治選手2012年IOC選手委員会委員選挙不当行為選挙無効事件

事実：2012年ロンドン五輪期間中で行われたIOC選手委員会の委員選挙で室伏広治選手が選挙活動において行動規範違反したとCASに訴えられた。

判決：被告室伏選手の当選無効とCASに裁定された。室伏選手がIOCにCASの裁定を取り消すのを求めた。

台湾の例：2012年ロンドン五輪期間中で行われたIOC選手委員会の委員選挙で台湾のテコンドー男子朱木炎選手がIOCに当選無効と決定されたことで、CASに不服を申し立てた。

判決：原告はIOCから文書による警告を受けていたにもかかわらず、禁止区域で選挙運動を行い、名刺の配布とタブレット端末の活用を行った。これらの行動は候補者としての行動規範違反があった、と認定する。従って、原告の不服申し立てを認めない。

意義：

a IOCとCASの関係の明確

日本の例でIOCとCASの間で上下関係があることを明確にされている。

b CASの広範囲で多様な管轄対象

両事件が共通に、競技と選手をめぐる法律問題以外に、CASが国際スポーツ分野の多様な法律問題に対して広範囲な管轄権を有する、ということを示している。

○CASの司法審査権に関する事件

CASは国際スポーツ分野の司法機関としてこの分野の法律問題を解決するとともに、自身の司法活動を展開する過程において、司法審査権の有無というのが現実的になってくる。まず、国際スポーツ分野でIOCをトップとして所属する多数多様なスポーツ組織がある。しかもこれらのスポーツ組織をトップにして国内のスポーツ組織が所属されている。實際上これらの組織は発生したスポーツ紛争、法律問題を第一線で立ち向かって処理する。この場合、これらの組織の決定に対して

CASが司法審査をする必要があるではないか、CASには司法審査権があるか、という現実問題が生じている。そして、これらの組織の決定に対する上訴審理があるか、というのがアスリート間と所属される多数の下部組織、および問題発生の当事者に生じている希望と要請である。以下のケースはCASの司法審査権に関する判例である。

○ Greig v. Insole Case (1978)

このケースはCAS誕生前の事件である。イギリスのChancery Divisionの上級裁判所がクリケット競技プロ選手の二つのスポーツ組織(International Cricket Conference, Test and County Cricket Board)に対する提訴を受理した。本件は二つのスポーツ組織が選手に対して下した決定の妥当性と合法性に関して裁判所の司法審査を問う事件である。本件の時代ではCASがまだ存在していなかったため、最も権威のあるCASに司法審査を求めることはできなかったが、本件の原告と被告の所在地にあるイギリスの裁判所へスポーツ組織の決定に対する司法審査を求めた。

○ Reel v. Holder Case (1981)

本件もイギリスのケースである。イギリスの上訴裁判所(Court of Appeal)が国際陸上連盟(IAAF)が国際競技の参加資格「一国一代表 only one member for each country」の規定の解釈を間違えた、という提訴を受理した。国際陸上連盟の規定のcountryに関して国際陸上連盟はcountryをイギリス国家が承認した主権国家に限ると解釈したが、この解釈およびcountryの文言に関して上訴裁判所は政治的な意味合いより地理的な境界を重んじる、countryを国家承認のstateではない、と単純に解釈した。イギリス上訴裁判所のこの解釈は最終的に国際陸上連盟の規定および連盟自身の解釈を修正して再解釈した。上訴裁判所のこの解釈は国際組織の主張によるのではなくてイギリス国内法に従ってなされた。

○ Cowley v. Heatley Case (1986)

本件はイギリス上訴裁判所が英連邦スポーツ大会連盟(Commonwealth Games Federation)から同連盟の管轄権に関する司法審査を請求された事件である。同連盟がある南アフリカ水泳選手の資格剥奪の決定を下した。この資格剥奪を決めたポイントは同選手の住所である。この住所の意味に関して連盟が行った解釈に対して、上訴裁判所は否定的な判断を下した。裁判所の司法判断によると、common lawに従ってなされた解釈は連盟(CGF)自身の解釈と違う、連盟の規定はcommon lawの成員国の国内法により制約されることはない。すなわち、本件においてcommon lawと成員国の国内法との関係およびcommon lawに基づいて創生された連盟(CGF)の管轄権はイギリス上訴裁判所の司法審査の対象となっている。

意義：このイギリスの三ケースからスポーツ組織の決定に対する裁判所の司法審査の活動と必要性が見られる。そしてこの三ケースは国際スポーツ分野の裁判所としてCASの司法審査の必要性を提示している。すなわち：

a CASの司法審査権への類推

以上の三ケースは国内(イギリス)の上級裁判所がスポーツ組織の決定に対する司法審査を行った判例である。本来国内のスポーツ組織または国際のスポーツ組織を問わず、これらの組織の下した決定に対する審査をするのが上級組織である。審査の権限を持つのが国際法で確立される特別の機関である。この類推で考えれば、CASに国内と国際のスポーツ組織に対する司法審査権があると類推することができる⁽¹⁷⁾。

b CASの司法審査活動の必要性

今日において、CASの司法審査権と司法審査の活動というのは類推で確立するレベルを遙かに

超えて国際スポーツ分野の法需要となっている。CASが国際スポーツ分野の司法機関として排他的な管轄権と普遍的な権威があり、技術的には絶対性がある。従ってCASに他のスポーツ機関の決定に対して司法審査をする適格性と可能性がある。

c 裁判所とその司法過程の健全

CASに司法審査の権限と機能を付ければ、CASはより裁判所らしい司法活動を行うことができる。CASがスポーツ紛争を解決する際に、より司法過程・訴訟過程らしい司法活動を展開することができる。司法審査の活動を行えば、CASは法廷技術を鍛え、法律論を展開すれば、国際スポーツ法と国内法の適用と再確認も法廷で行える。これらの活動はCAS自身とCASの司法過程を健全させる効果がある。

d CASに対する司法審査とICAS

CASとその活動に対する司法審査は言うまでもなく必要である。CASはスポーツの分野で最強の監督者であり、管理組織のトップである。CASの判断に対して諸国とアスリートたちが服従するのは一般的である。このようなCASとその活動に対してcheck and balanceの原理が同様に必要である。CASとその活動に対する司法審査の問題は今後CASの活動の拡大と機能の強化と管轄権の一般化するに連れて意識され、現実問題として提起されるだろう。現在、Swiss Equestraian Case (1993)で確立されたICAS(International Court of Arbitration for Sport)はある程度CASに対する司法審査の役割を果たしている。

三 問題提起：国際スポーツ法はアスリートの保護か、刑事法へと傾くか

今日国際社会と国内社会で国際スポーツ法が発展し法適用も普遍的になっている。徐々に拘束力を付けてきた国際スポーツ法はスポーツ界とアスリートおよび国際関係を左右するようになっていく。スポーツ法が重要性を帯びつつある現実はまだスポーツ法の目的を問いただすきっかけにもなっている。このきっかけはとりわけドーピング問題と反ドーピング法の活動である。ドーピング問題とこの問題の狙撃手となっている反ドーピング法がますます厳しさを増している一方で、刑罰を重んじるようになっていく。この現実を直面してスポーツ法、とりわけ反ドーピング法はアスリートを保護するためであるか、それとも厳罰を武器にして刑事法へと傾くか、を問うべきである。従ってスポーツ法の目的を再認識しなければならない。

1 反ドーピング法制

時代背景：ソウル五輪男子100メートル競走試合直後にこの世紀の試合の勝者ベン・ジョンソンのドーピング違反の発表はソウル五輪に全世界に衝撃を与えた。ドーピングと言えば、この衝撃的な事実の前に反ドーピング対策は各国で取り組まれた。この衝撃的な事実の発生後にドーピングは世界の共通の敵となり、反ドーピングは対策から制裁へ刑罰へと変わった。ソウル五輪前では反ドーピングは各国の個別の防止規定のレベルであったが、ソウル五輪ベン・ジョンソン事件後に反ドーピングは世界の共通の課題となり、WADAが制定した反ドーピング法は国際法となっている。この時期から反ドーピング法が発展し、反ドーピング法制が完成した。

反ドーピング法と組織：現在、WADAにより制定された「ドーピング防止規程」は反ドーピング法制の基本的な実定法である。この法律は国際スポーツ法の重要な内容であり、骨幹となっている。紙と文字になっている法律のほかに、ドーピング対策の一環として反ドーピング組織も創立されて

いる。現在、国際と国内の社会でこれらの組織は縦社会のように重層の構造をなしている。国際社会では、WADAがある。国内社会では、各国が反ドーピング機関を作り、WADAの下部組織にしている。例えば、日本には「日本アンチ・ドーピング機構」が設置されている。中国には「国家体育総局」に「アンチ・ドーピング局」が設置され、権限のある国家機関となっている。ロンドン五輪前後イギリスの「UKアンチ・ドーピング」が活躍していた。

ドーピング検査の仕組み：検査は国内検査と国際検査の二種類である。検査の権限があるのは国内の国立スポーツ機関とこれらの機関に任される選手の所属クラブである。検査の実施期間は競技大会の前後と不定期的な抜き打ち検査である。国際競技大会を行うたびに、大会前と大会期間中および各競技の決勝後に必ずアスリートに対するドーピング検査を実施する。(ロンドン五輪・パラリンピックで約6000検体を採取した⁽¹⁸⁾)。現在国際競技大会前の抜き打ち検査と優勝した選手に対する検査は現在一般的な慣例となっている。そして、選手に、特に成績のある選手に対して抜き打ち検査を逃れないように在宅待機または住所の登録と関係機関への住所通知を要求している。

違反に対する措置：いやおうなしに厳重な処分をする。裁判所へ訴え法的責任を追究する。

2 刑罰の現実：

ドーピングを違反した選手に対する厳重な処分はアスリートとしての資格停止である。最近厳重な処分は厳重な処罰へとエスカレートしている。厳重な処罰の実例として、日本ウエイトリフティング協会は2013年3月20日2度目のドーピング違反をした重量挙げ女子58キロ級の選手(伊藤奈央)に対し、5年間の資格停止と個人成績の取消処分を決めた。同選手は日本アンチ・ドーピング機構(JADA)から同じ内容の処分を受けたが、協会としても独自に処分を行った⁽¹⁹⁾。ロシア陸連は2013年4月30日陸上女子円盤投げ選手に2度目のドーピングで10年間の出場停止処分を科したと発表した⁽²⁰⁾。いままで最も厳重な処分はベン・ジョンソンの2度目のドーピング違反後にスポーツ界から永久追放という処分であろう。

オリンピックのような世界規模の大会期間中に国家機関がドーピング違反の検査・捜査と処罰を協力する。2012年ロンドン五輪期間中にイギリスオリンピック委員会がenter and search investigationsの反ドーピング措置を取っていた⁽²¹⁾。すなわち、イギリスの警察、国境局がドーピングの情報を入手し分析して違反者の対象を絞る。違反者が判明する場合、医薬品庁が現場調査を行い、警察が自宅捜査を踏み込む⁽²²⁾。イギリスのほかにも、2006年トリノ冬季五輪の時ドーピング情報を入手したIOCはイタリアの警察の同行で違反者の宿泊所に踏み込んだ前例もあった⁽²³⁾。

この現状に対して、アスリートとしては「検尿は恥ずかしい。自分を証明するための検査なので、構わない」⁽²⁴⁾。スポーツ組織の反応として、普通の薬品と薬物に関してWADAが国際基準ののようなものを作れば「ありがたい」⁽²⁵⁾。中国オリンピック委員会はロンドン五輪派遣選手の食事に使われる豚肉に入った養豚用の飼料がドーピング検査にひっかかる恐れがあるため、選手専用の養豚場を作った。

3 疑問視：保護か、刑事法へ傾くか

反ドーピング法制が国際と国内において連携して一体化となっている現実において、反ドーピング法の効力発生と国家実行、国際機関の実行により、国際スポーツ法はドーピング行為の刑罰を重点として進められている。反ドーピング法と法違反に対する厳罰が世界中で權威を振るっているため、現在国際スポーツ法は刑事法の特色を強く前面に出している。この刑事法の特色をめぐって国

際スポーツ法の問題を提起したい：反ドーピング法、国際スポーツ法はアスリートを保護すべきか、刑罰を優先にして刑事法へと発展していくか。この問題は国際スポーツ法の目的と将来の発展に関わる重要な問題である。

まず、国際スポーツ法の原点に戻れば、原点はアスリートの保護とスポーツを通して平和的な国際関係を促進することである⁽²⁶⁾。厳罰を進めている、世界中のスポーツ関係者を戦々競々にさせる反ドーピング法でも、原点は同じである。この原点は国際スポーツ法の発展と実行(反ドーピング法の厳罰でも)の指針になるべきである⁽²⁷⁾。

反ドーピング法の発展と強化および実行により現在厳罰が中心となっている。反ドーピング法は刑事法のような機能を持つゆえに、国際スポーツ法の禁止法として構築されている。今後、反ドーピング体制の強化は緩まないだろう。「取り締まりは目に見えて進んでいる」⁽²⁸⁾のは現実になっているだけでなく、「違法賭博や八百長に対処するため、捜査権限がある警察当局と連携もする」⁽²⁹⁾のも進めていこう。国際スポーツ法はますます刑事法へと傾ける。しかし、国際スポーツ法全体が刑事法への重心移転を警戒すべきである。すなわち、反ドーピング法とその厳罰・刑事法の機能が国際スポーツ法の他の機能を身の後ろに隠れるように一人歩きの事態を警戒すべきである。このような状況において、改めてCASの役割を重視しなければならない。CASがドーピング事件が提訴されるたびに、反ドーピング法の適用と相応の厳罰とともに、該当事件の民事的な部分も取り上げて、ドーピング事件の総合的な法律問題を重視する必要がある。CASのこのような解決により、効果としてCASの判例の蓄積で反ドーピング法の適用と司法解決の方向と枠を形成させることができる。これらの判例は全国各地の反ドーピング機構にとって指導的作用がある。反ドーピングは国内の行政解決と行政指導・行政監督に任せる余地を作るのも重要である。

結 び

1 現在国際スポーツ法は基本的な実定法を中心にして活動している。この活動から国際スポーツ法の現状を見ることができる。国際スポーツ法は基本的な実定法を原則にしていながらケース・ローを中心にして実効性を求めている。ケース・ローが国際スポーツ法の活動を進めて法の活動と判例の蓄積を通して国際スポーツ法の成文化と発展につながる。

2 法としての国際スポーツ法はここ20数年来広く知られて、法適用の現場でよく登場して、判例も蓄積している。かつて不毛の地であった国際スポーツ法の専門誌も現在数えられる数になっている。

3 国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)が公平に迅速に国際スポーツ分野の紛争解決を目指している。公平に迅速にCASの紛争解決を進めるために、CAS自身のスポーツと法律の専門性を強化するとともに、国内の司法機関を動員し共同に紛争解決を進めることも必要である。とりわけ国際競技大会の開催地ではこの必要性が更にある。そして、CASをより広範に認識させるためにCASの宣伝を試みることも必要である。

4 国際スポーツ法の適用と発展を進める一方で、国際スポーツの紛争解決は司法回避の必要と国際と国内機関の行政管理に任せる必要もある。国際スポーツの紛争解決を公平に迅速に進めるために行政機関の行政処理からの助力が不可欠である。CASの仲裁判断に国内法を適用しているのと同様に、国際スポーツの紛争解決に国内の諸機関を動員する必要がある。

5 反ドーピング法の分野でドーピング違反は厳罰と刑事法の対象になっている。(イタリアでは

ドーピング行為を刑事法の対象にしている。)今後反ドーピングをますます厳重に行うため、ドーピングの事件解決には民事事件として対処する、いわゆるドーピング行為の民事法の部分をも取り上げる必要がある。そうすれば、刑事法による刑罰だけでドーピング事件を終結するだけでなく、刑事法的な国際スポーツ法への傾斜を避けるべきである。

6 現在スポーツの分野で国際と国内を問わずブラック・マーケットの問題が厳重になりつつある。この問題は国際スポーツ法の取り組むべき課題である。国際スポーツ法にとってブラック・マーケットの問題を法規制の対象にして解決するために、国際社会の制度上の資源を利用し、国内法を動員して国内法と協力する必要がある。スポーツ分野のブラック・マーケットの解決を国際スポーツ法と現行の法制度に期待する。

7 国際オリンピック委員会ロゲ会長が呼びかけている「スポーツの民主化」を国際スポーツ法の今後の目標にすべきである。スポーツ本来の人間の自然な活動を以て金銭・商業化へととなりつつある「スポーツ化」に対抗する、世界全ての人々のためのスポーツというのを指標にして裕福・貴族化であった一時の五輪の姿を変える。

- (1) CAS 事務総長 Mattieu Reeb 氏「第6回スポーツ仲裁シンポジウム・世界におけるスポーツ仲裁と日本」(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構主催)2010年基調講演12頁。
- (2) Reynolds v. International Amateur Athletic Fed. 23 F.3d 1110 (6th Cir. 1994).
- (3) No.C-2-91-003, 1991 WL 179760 (S.D. Ohio, 19 Mar. 1991).
- (4) Reynolds v. Athletics Congress of the USA 935 F.2d 270 (6th Cir. 1991).
- (5) Reynolds 事件を judicial error だと指摘し、本件の司法回避の可能性と必要性に関して本件発生の当初から議論した。例えば、James A. R. Nafziger, “International Sports Law as A Process for Resolving Disputes”, ICLQ, vol.45 (1996), p.134.
- (6) *ibid.* p.140.
- (7) *ibid.* p.135.
- (8) *ibid.* p.139.
- (9) Jere Longman, “Official Says Harding Should Stake”, New York Times, 5 Feb. 1994, p.34.
- (10) Michael Janofsky, “Harding’s Lawyers Prepare Strategy”, New York Times, 9 Feb. 1994, p.B7.
- (11) *supra* note 5, p.141.
- (12) *supra* note 10.
- (13) Gundel v. FEI/CAS, I Civil Court, Swiss Fed. Trib. 15 Mar. 1993.
- (14) 前掲論文1、10頁。
- (15) CAS と ICAS の機能分担に関して1990年代に分担の提案があった。*supra* note 10, p.145.
- (16) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が制定し発行している「アスリートのためのスポーツ仲裁・調停ガイド」がある。
- (17) 「国内法からの国際法への類推」というのは国際法を解釈し、国際法学を研究する場合で国内法の解釈方法と法理論を使用する方法論である。
- (18) ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会ドーピング防止活動責任者 Jonathan Harris 氏「第9回スポーツ仲裁シンポジウム2012年・オリンピック・パラリンピックにおけるソフト面でのインフラ整備」(日本スポーツ仲裁機構主催)基調講演10頁。

- (19) 朝日新聞2013年3月21日11面報道。
- (20) 朝日新聞5月2日18面報道。
- (21) Jonathan Harris氏前掲18、10-14頁。
- (22) Jonathan Harris氏前掲18、10頁。
- (23) Jonathan Harris氏前掲18、11頁。
- (24) 秋山里奈ロンドンパラリンピック競泳金メダリスト前掲18、19頁。
- (25) 前掲18シンポジウム23頁、トライアスロン競技組織関係者の発言。
- (26) 2012年度津田塾大学オープンスクール特別連続講座「スポーツと国際関係：社会の発展と人材の育成」。
- (27) 前掲18シンポジウム(24頁)において、50年間歴のスポーツライターがドーピング違反をしたベン・ジョンソン、マラドーナ、アームストロングたちが「人間のくずで、尊敬してはいけないんですか」と。この発言にはドーピング違反をした優秀なアスリートに対して刑罰だけではない、という心情があると感じられる。
- (28) IOC会長ジャック・ロゲ氏「開催規模は限界、競技入れ替えて時代と共に進化を」朝日新聞2013年2月20日12面「オピニオン」。
- (29) ジャック・ロゲ氏、前掲28。